

令和7年度神戸市こども誰でも通園制度 キャンセルポリシー

【実施施設向け】

令和7年11月より適用

	前日	当日			
連絡の有無および期限	<u>17時までに</u> 利用施設へ連絡	<u>前日17時以降</u> に利用施設へ連絡	開始時間に遅刻する場合	早退する場合	終了時間に 迎えが遅れる場合
補助金の支払い対象	対象外	予約時間分が対象	予約時間分が対象	予約時間分が対象	予約時間分が対象
利用者から利用料の徴収	不可	不可	予約時間分を徴収	予約時間分を徴収	予約時間分を徴収 <u>+ 超過料金の徴収も可</u> <u>(10分以上遅れる場合のみ)</u>
キャンセル料の徴収	原則不可 ※	徴収も可能			
利用者から実費負担分の徴収 (給食費・おやつ等)	園判断	園判断	園判断	園判断	園判断
利用者の利用可能時間	予約時間が 利用可能時間として 戻される	予約時間分が 利用可能時間10時間より 差し引かれる	予約時間分が 利用可能時間10時間より 差し引かれる	予約時間分が 利用可能時間10時間より 差し引かれる	予約時間分が 利用可能時間10時間より 差し引かれる <u>※超過時間については</u> <u>差し引かれない</u>

※前日が土曜日・日曜日（利用日が月曜日）の場合

- ・日曜日（前日）17時以降にキャンセルがあった場合、施設は、市からの補助金の支払い対象となり、キャンセル料の徴収も可能です。一方、利用者は利用可能時間（10時間）から予約時間分が差し引かれ、キャンセル料が徴収されることがあります。
- ・土曜日または日曜日（前日）17時までにキャンセルがあった場合、施設は、市からの補助金の支払いの対象にはなりませんが、キャンセル料の徴収は可能です。一方、利用者は利用可能時間（10時間）から予約時間分が差し引かれることはありませんが、（市からの補助金相当額を含む）キャンセル料が徴収されることがあります。